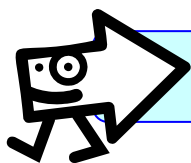


今月は年末調整特集です

# communis 通信

発行：コムニスサポート有限会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>



## 平成23年からの給与の源泉徴収について

平成22年度の税制改正により、平成23年分の給与の源泉徴収事務について次のような改正が行われます。

- ✔ 年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。（下記表1参照）
- ✔ 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止されました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。（下記表1参照）
- ✔ 同居特別障害者に対する障害者控除の加算制度が改められました。控除対象配偶者・扶養親族が同居特別障害者である場合、配偶者控除または扶養控除の額に35万円加算していましたが、扶養控除が廃止されたので障害者控除の額を一人につき75万円とする制度に改められました。

※ これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

表1【年齢別の扶養控除の概要】

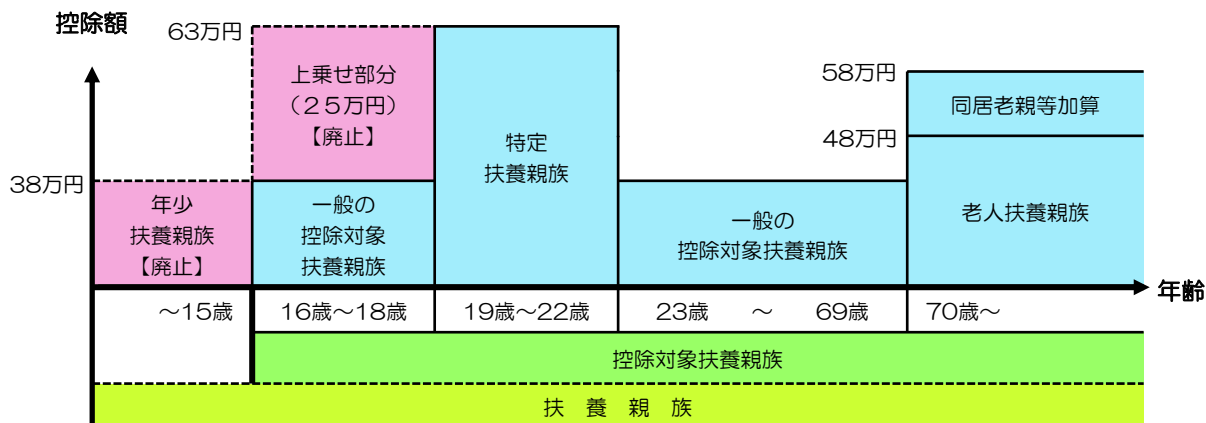


表2【改正後の扶養控除額等】

区分	控除額		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除（注2）	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	

（注）1      部分が改正された項目です。  
 2 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。